



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
2月28日(金)  
号 外  
第 8 号

## 目 次

訓 令	
○栃木県職員服務規程の一部改正.....	1
教育委員会	
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正.....	2
企業局	
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正.....	3

## 訓 令

### 栃木県訓令第1号

本 庁  
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>別表の規定の適用については、前分の間、同表</u> 中「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時 から午後5時45分」とあるのは、「午前7時から 午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15 分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9 時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後 6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」と する。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1 略 2 7月1日から8月31日までの間におけるこの表の規定の適用については、同表中「午前8時から午後4時45分までの」とあるのは、「午前7時30分から午後4</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>別表中勤務時間等の区分が一である所属の職員</u> の平成二十一年十月一日から同月三十一日までの 間の勤務時間は、同表の規定にかかわらず、午前 八時から午後五時まで、午前八時三十分から午後 五時三十分まで又は午前九時三十分から午後六時 三十分までとし、その割振りは、職員ごとに所属 課が定める。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1 略 2 7月1日から8月31日までの間におけるこの表の規定の適用については、同表中「午前8時から_____」とあるのは、「午前7時30分から午後4</p>

時15分まで、午前8時から午後4時45分までの」とする。

時15分まで、午前8時から\_\_\_\_\_」とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第1号

事務局  
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和三十二年栃木県教育委員会訓令第四百六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>別表の規定の適用については、前条の間、同条中「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分」とあるのは、「午前7時から午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」とする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>注 <u>栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号)第20条の2第1項の規定により休憩時間を変更する場合(フレックスタイム制勤務職員に係る休憩時間を変更する場合を除く。)</u>には、勤務時間の終業時刻を15分繰り上げるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成二十一年十月一日から同月三十一日までの間の職員の勤務時間は、別表の規定にかかわらず、午前八時から午後五時まで、午前八時三十分から午後五時三十分まで又は午前九時三十分から午後六時三十分までとし、その割振りは、職員ごとに所属長が定める。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>注 1 <u>栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号)第20条の2第1項の規定により休憩時間を変更する場合(フレックスタイム制勤務職員に係る休憩時間を変更する場合を除く。)</u>には、勤務時間の終業時刻を15分繰り上げるものとする。</p> <p>2 <u>7月1日から8月31日までの間におけるこの表の規定の適用については、同表中「午前8時から」とあるのは、「午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から」とする。</u></p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 略</p> <p>附 則</p> <p>2 1 略</p> <p>第二条第五項第一号ただし書の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「午前八時から午後四時四十五分まで又は午前九時から午後五時四十五分」とあるのは、「午前七時から午後三時四十五分まで、午前七時三十分から午後四時十五分まで、午前八時から午後四時四十五分まで、午前九時から午後五時四十五分まで、午前九時三十分から午後六時十五分まで又は午前十時から午後六時四十五分」とする。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 七月一日から八月三十一日までの間における前項第一号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「午前八時から」とあるのは、「午前七時三十分から午後四時十五分まで、午前八時から」とする。</p> <p>7 略</p> <p>附 則</p> <p>2 1 略</p> <p>2 平成二十一年十月一日から同月三十一日までの間の常勤職員の勤務時間の割振りは、第二条第五項第一号本文の規定にかかわらず、午前八時から午後五時まで、午前八時三十分から午後五時三十分まで又は午前九時三十分から午後六時三十分までとし、常勤職員ごとに管理者の権限を行う知事が定める。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)